

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷二十第

行發日一月四年十正大

論叢

勞働資本協調方法としての利潤配分……………法學博士 田島 錦治

需要曲線供給曲線及び價格曲線……………法學博士 河上 肇

地方所得税に於ける特別税對附加税……………法學博士 神戸 正雄

獨逸直接税の變革……………法學博士 小川 郷太郎

植民地の財政政策……………法學博士 山本美越乃

時論

農業銀行國營の必要……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

各國貿易概觀……………法學士 小島昌太郎

雜錄

Sunderlandの日本文明評……………法學博士 財部 靜治

明代の救濟制度……………文學士 清水 泰次

戰時戦後に於ける獨逸税制の變革を論ず (三)

小川 郷 太 郎

直接税の發達

余は前々號并に前號に於て戰時戦後に於ける獨逸の消費税及流通税の變革を叙した、之より進で所謂直接税の發達を述べて見たい、これが獨逸税制の革命的變化ともいふべき所である。理論からいへば、流通税は一種の直接税と見るべきであるが、獨逸の租税史上に於ては、寧ろ之を間接税として取扱つてゐた。然るに 間接税と見られた流通税の中に如何に争つても争ふことのない直接税が發達して來たのである、その中の最も著しきものは相續税である、そこで余は相續税を流通税より切り放して直接税の系統に加へることゝし、其他の流通税は所謂直接税の外にあるものとして茲には問題外とする。

此の如く直接税を限定すると、直接税は主として財産税所得税収益税に歸する、處が財産税所得税収益税等は戦前に於ては、聯邦諸國の租税であつて、獨逸帝國の租税でなかつた、今回の戦争は此税制を根本的に改めた、即ち獨逸帝國の租税として財産税や所得税や収益税が非常に發達

することゝなつたのである。

此等の直接税の中で第一に成立したものは戦時利得税である、これは戦時中の租税であつたが戦後には之と並んで戦時財産増價税が出來た。更に緊急犠牲税が出來た。此戦時利得税戦時財産増價税緊急犠牲税の三者は臨時的租税である。之に對して恒久的租税も急に發達して來た、相續税、所得税、所得税補充税、資本收益税、會社税の如き即ちそれである。此臨時税の中には所得税系統のものも混入してゐないではないが、主として財産税であるといふて可い。又恒久税の中にも相續税の如き財産税がないでもないが、主として所得税、収益税であるといふて可い、余は先づ臨時税の概要を説き後に恒久税に及ばうと思ふ。

第一、臨時税

一、戦時利得税

戦時利得税とは戦時に得たる異常の利得に課する税である。

獨逸の立法に於て戦時利得税と見らるべきものは、戦時非常税と帝國銀行臨時税とである。

(1) 戦時非常税

獨逸の戦時利得税は最近の租税法に於て戦時非常税(die ausserordentliche Kriegsabgabe)と名け

てゐる。戰時に課すべき非常税の義である。其以前の租税法に於ては單に之を戰時税 (Kriegsteuer) と名けて居つた、併し戰時税といへば、戰時に起されたる總ての税をも意味する様に聞こえるから戰時非常税といふ方が妥當である、故に余も此名稱に従ふこととする。

獨逸の立法に於ても戰時利得といふ名を用ひたることないではない。戰時利得に税せんとする考は既に一九一五年十二月二十四日の法律に現はれ、其法律は戰時利得税準備法 (Reichsgesetz über vorbereitende Massnahmen zur Besteuerung der Kriegsgewinne) と名けてゐた。此法は、會社企業に對し其戰爭に依て儲けた利益の半分を公債に投資し留保して置くの義務を負はしめたのである。是れ戰時利得税の前提である。

所謂戰時非常税は三回の法律に依て定められた。其第一次は一九一六年六月二十一日の法律 (Deutsches Reichskriegssteuergesetz) に依て定められ、戰爭の初より一九一六年十二月三十一日迄の戰時利得に税するものである。第二次は一九一八年七月二十六日の法律 (Deutsches Reichsgesetz über eine ausserordentliche Kriegsabgabe für das Rechnungsjahr 1918) に依て定められ、一九一七年の戰時利得に税するものである。第三次は一九一九年九月十日の法律 (Deutsches Reichsgesetz über eine ausserordentliche Kriegsabgabe für das Rechnungsjahr 1919) に依て定められ、一九一八年の戰時利得に税するものである。孰れも皆個人税と法人税とを區別してゐる。

法人税は皆戦前の事業年度の平均利得と戦時に於ける一定期間に於ける事業年度の利得との差に税することになつてゐる、故に其本質は差益税であると謂はねばならぬ。只其利得の計算方法や税率に至ては三回の立法に於て多少異なる所がある。

個人税は、第一次の立法に於ては、財産差増税并に特殊財産税の形を採り、第二次の立法に於ては、所得差増税并に一般財産税の形に變し、第三次の立法に於ては、所得差増税のみとなつた。

詳言すれば第一次の立法に於ける財産差増税といふは、納税者が一九一三年十二月三十一日より一九一六年十二月三十一日迄に得たる財産の増加に税するものである、之に反して同法に於ける特殊財産税といふは、一九一三年十二月三十一日に確定せられた財産の九割を超過するものに税するものである、故に財産差増税を新財産に對する税といふべくんば特殊財産税は舊財産に對する税といふことが出来る。第二次の立法に於ける財産税は舊財産の九割を超過する部分に課するに止まらず、一般財産に對して税するものとなつたのである、こは所得差増税に配せんとするからである。第三次の立法が所得差増税で止まつて財産税を除外した所以は、別に戦争以來の新財産に對しては財産増價税が課せられ、一般財産に對しては、帝國緊急犠牲税が課せらるゝことゝなつたからである。

此の如く戦時非常税殊に戦時個人税は第一次の立法と第二次第三次の立法と根本的に異つて居

る所がある、仍て余は今茲に此等の立法を別々に觀察して其發達した跡を明にしたいと思ふ。

甲、第一次戦時非常税

第一次戦時非常税は前にも述ぶるが如く、個人税としては財産差増税と特殊財産税とより成れるもので、法人税としては、戦時差益税である。

一、個人税。個人税の主體は、一九一三年七月八日の帝國所有税法に従ひ納税義務ありとせらるゝ總ての人である、但し其人の財産が一九一三年十二月三十一日より一九一六年十二月三十一日に至る間に増加して居るか、若くは少くとも一割以上も減じて居ないものに限る。其前の場合に、財産差増税が出來、其後の場合に、特殊財産税が出來る。

(a) 特殊財産税は、一九一三年十二月三十一日に於て帝國所有税法に依て確定したる財産の九割を超過したる部分に課するものである、其税率は一割である。

(b) 財産差増税は一九一三年の終と一九一六年の終との間に於ける財産の差額に税するものである、其賦課は大體帝國所有税の原則に従ふ。只帝國所有税と異なるは帝國所有税が財産の中より差引かないものも此税に於ては差引くものがあると同時に、帝國所有税が財産増價とせないものを此税が財産増加として居るものゝあることである、配偶者の相續、保険金の支拂、又は外國に於て有する土地營業を處分して得たる財産額の如きは前の例であり、三ヶ年の課税期間に於て獲得

したる外國の土地及營業財産や貴金屬奢侈品裝飾品其他あらゆる種類の蒐集物の如きは後の例である。

此税は財産差増額に於て階級を劃し累進税を課するのである、即ち左の如し。

差増額初の	10,000 麻に對し	5%	差増額その次の	100,000 麻に對し	30%
差増額その次の	10,000 麻に對し	10%	差増額その次の	100,000 麻に對し	35%
差増額その次の	10,000 麻に對し	15%	差増額その次の	200,000 麻に對し	40%
差増額その次の	20,000 麻に對し	20%	差増額その次の	200,000 麻に對し	45%
差増額その次の	50,000 麻に對し	25%	それ以上の額		50%

財産が十萬麻を超えないで差増額三千麻以下のものは之を免する、財産が十五萬麻を超えないものには最低累進税率を課する。財産差増税と特殊財産税とは両々相侵さず相補ふものである、例へば一九一三年の終に十萬麻を有せしものが、一九一六年の終に三十萬麻を有するに至りたるとすると、十萬麻の九割即ち九萬麻を超ゆる一萬麻に對して特殊財産税一割を課し、十萬麻を超ゆる二十萬麻に對して財産差増税の累進率を課するのである。

二、法人税。法人税は戦前に於ける事業年度の平均利得と戦時に於ける事業年度の利得との差に税するものである、尤も其中に公益に投じたる額は之を除く。戦前の利得は三年間の平均に依るべきものとし、最良最悪の年を除く。會社が戦前に於て未だ一事業年度だも終へざりし場合又は其利益甚だ薄かりし場合に於ては、拂込資本の六分を以て戦前の利得と看做す。一の會社にして

他の會社の株五分一以上を有するものは、此株より生ずる超過所得は戦時利得の中より之を差引くことが出来る。

税率は内國法人と外國法人とに依て異なる。

(1) 内國法人にあつては、戦時中に於ける平均利得が拂込資本(戦後第一年に於ける積立金加算)に對する比の大なるに從て税率を累進するのである。即ち左の如し。

戰時平均利得の資本に對する百分比	戰時差益に對する税率	戰時平均利得の資本に對する百分比	戰時差益に對する税率
二以下	10%	10—15	25%
1—5	15%	15以上	50%
5—10	20%		

戦時平均利得が資本に對し一定の割合を超過するときは、更に附加税率を課する、即ち左の如し。

戰時平均利得の資本に對する百分比	税率に對する附加割合	戰時平均利得の資本に對する百分比	税率に對する附加割合
1—10	10%	10—15	40%
10—15	20%	15以上	50%
15—20	30%		

是が故に税の最高率は四割五分となるのである。

(2) 外國法人にありては戦時利得の拂込資本に對する割合に顧慮せないうで、戦時差益に對して左

の如き累進税率を課する。

戦時利得額	税率(戦時利得に對する比)	戦時利得額	税率(戦時利得に對する比)
10,000以下	10%	130,000—150,000	24%
10,000—30,000	12%	150,000—170,000	26%
30,000—50,000	14%	170,000—190,000	28%
50,000—70,000	16%	190,000—210,000	30%
70,000—100,000	18%	210,000—250,000	40%
100,000—110,000	20%	250,000以上	45%
110,000—120,000	22%		

此戦時税は國債又は四半利付大藏省證券を以て支拂ふことが出来る。其場合には國債は額面に依り、大藏省證券は公定相場に依て算定す。此税の收入は他の税の缺陷を補ふ必要な限り國債の償却に充つるものである。

以上は一九一六年六月二十一日の法律の定むる所であるが、一九一七年四月九日の法律 (Deutsches Reichsgesetz über die Erhebung eines Zuschlags zur Kriegsteuer) は更に二割の附加税を徴收することをした。

乙、第二次の戦時非常税と第三次の戦時非常税

第二次及び第三次の戦時非常税も個人税と法人税とを分ける。

一、個人税は第二次の戦時非常税にありては所得差増税と一般財産税とより成り、第三次の戦時非常税は所得差増税のみとなつた。故に両者に共通するものは所得差増税である。

(a) 第二次の戦時非常税に於ける財産税は所有税法に従ひ一九一六年十二月三十一日に於て定められた財産を捕へて税するものである、十萬麻以下の財産は之を免する、其税率左の如し。

財産額	税率	財産額	税率
初めの 100,000麻に對し	千分一	次ぎの 1,000,000麻の端金額若くは全額に對し	千分四
次ぎの 500,000麻の端金額若くは全額に對し	千分二	それ以上の額に對し	千分五
次ぎの 250,000麻の端金額若くは全額に對し	千分三		

(b) 所得差増税は(イ)第二次の戦時非常税に於て初めて現はれて來た、其租税主體は帝國所有税法の定むる所に従ひ一九一七年十二月三十一日の財産状態に依て納税義務ありと認められた人である。其租税客體は云ふ迄もなく所得差増額である、茲に所得差増額といふは平時所得と戦時所得との差額を指す、但し差増額が三千麻に達せないときは之に税せない。又茲に平時所得といふは戦前に於て各聯邦諸國の所得税法に従て定められた所得を意味する、而して此平時所得が非常に少きときは一萬麻と看做す、戦時所得とは一九一八年度に於て各聯邦諸國の所得税法に従て賦課せらるべき所得額を指す。

(ロ) 第三次の戦時非常税に於ては所得差増税の主體は各聯邦諸國の所得税法に従ひ一九一九年に

於ける所得税を納付する總ての人である、其客體は所得差増額で、其計算の方法は大體第二次の戦時非常税と同じことであるが只之と異なる所は、平時所得の計算に於て戦前の二年若しくは三年の平均所得に加ふるに其間に得たる相續贈與保險金等を以てし、戦時所得と見るべきものを一九一九年度に於て各聯邦諸國の所得税法に從て賦課せらるべき所得額とする點のみである。

税率は所得差増額の大小に從ひ階級を劃し累進率を適用してゐる、第二次の戦時非常税の率と第三次の戦時非常税の率を比較すれば左の如し。

所得差増額	税率		所得差増額	税率	
	一九一八年法	一九一九年法		一九一八年法	一九一九年法
初めの 10,000 麻に對し	5%	5%	次ぎの 100,000 麻の端數額若しくは全額に對し	40%	40%
次ぎの 10,000 麻の端數額若しくは全額に對し	10%	10%	次ぎの 100,000 麻の端數額若しくは全額に對し	50%	50%
次ぎの 10,000 麻の端數額若しくは全額に對し	20%	20%	次ぎの 100,000 麻の端數額若しくは全額に對し	50%	60%
次ぎの 10,000 麻の端數額若しくは全額に對し	30%	30%	それ以上の額に對し	50%	70%

二、法人税は第二次の戦時非常税に於ては一九一七年の戦時差増に税し、第三次の戦時非常税に於ては一九一八年の戦時差益に税するを目的とするものである。

法人税に關する規定は第一次の戦時非常税法の規定に酷似して居るが、大に税率を變更することになつた。

(1) 第二次の戦時非常税法に於ては内外法人に對し戦時差益の六割を税することとし、其戦時差

益の大小に従ひ若くは一九一七年の利益の資本金積立金に對する割合の多少に従て一割を割引して五割とするのである。但し外國法人に對しては戦時利益金の資本金積立金に對する利廻の大小を見て斟酌しない、故に外國法人が六割の普通税率を輕減して五割とすることがありとせばそは戦時差益の大小を斟酌するが爲めである。

(2) 第三次の戦時非常税法は大體第二次の戦時非常税法と同じことであるが多少異なる所がある、第一に其戦時差益より前の事業年度の戦時差損(前の事業年度の利益が戦前の利益より少き場合に於ける差額)を差引く、こは戦時税の總勘定をしたものである、第二は税率を進め一九一八年の戦時差益に對し八割の率を課することゝした。但し五千麻以下の差益は之を免する。此普通税率は戦時差益の大小若くは一九一八年の利益の資本金積立金に對する割合の大小に従ひ輕減するのであるが其輕減率は左の如くである。

差 益 額	若くは 資本金積立金に對 する利益の割合	税率に對する 輕減の割合
100,000—100,000	25%を超えざるこき	10%
100,000—100,000	20%を超えざるこき	20%
100,000—100,000	15%を超えざるこき	30%
100,000—100,000	10%を超えざるこき	40%
100,000以下	8%を超えざるこき	50%

是等の輕減は差益額に就ては五十萬麻以下の場合に限り、資本金積立金に對する利廻に就ては

差益が百萬麻以下なる場合に限る。但し外國法人に就ては一九一八年法と同じく資本金積立金に對する割合の大小に従ひ斟酌する所がない。

依是觀之百萬麻以上の差益を有する法人にありては少くとも八割の税を拂はねばならぬ。

戰時非常税の税率を考ふるに、年を逐て段々高くなつた。最高率に就ていへば個人税に於ては五割より七割に進み、法人税に於ては四割半より六割に更に八割に進んでゐる。然るに戰時差益は此外尙課税せらるゝことなきかといふにそうでない、各聯邦諸國の法律に従て其聯邦及各地方團體の所得税營業税を支拂はねばならぬ、是等の税額と帝國の戰時税非常税の額とを加算するとき、戰時差益の全部を取り上げること出來て來べきである、そこで第三次戰時非常税は之と各聯邦地方團體所得税營業税とを加て戰時差益の九割を超てはならぬと定めたのである(三十四條)

此の如く、戰時利得税の税率は段々と高くなつた、これは社會化の勢が漸次強くなつたものと見ねばならぬ。獨立社會黨の如きは、一九一九年の戰時税法を議するに際し、戰時利得全額を取り上ぐべしと主張してゐた、其論は實現せられなかつたけれども、税率を高くするの效果はあつた、戰時利得税と各聯邦及地方團體の所得税營業税を併せて戰時差益の九割迄税することになれば、戰時差益の餘す所は一割に過ぎぬ、戰時差益を殆ど沒收するものと謂つても差支ない、換言すれば戰時差益は十分に社會化するに至つたと謂ふべきである。

戰時利得税は従來戰時公債の償却に充てられてゐた、一體戰爭があつた爲めに、國家は公債を負ひ、人民は異常なる利得を得たのである。さすれば、戰時利得税の收入を以て戰時公債を償却するは當を得たものと謂はねばならぬ。戰時利得税の收入を以て戰時公債を償却するものとすれば、戰時利得税を支拂ふに戰時公債を以てすることを許すは亦不當と云へない、戰時利得税は、非常に重い税である、其現金を以て一時に之を支拂はしむるは人民の堪へ得ざるものがあらう、故に戰時公債を以て支拂ふことを許すは、便宜の原則に適ふものと謂ふことが出来る。

(2) 帝國銀行戰時税

帝國銀行は戰時非常税法に依て課税せられなかつたが、特別法に依て戰時利得税を課せられた其特別法といふは、帝國銀行戰時税法(Reichsgesetz über die Kriegszugaben der Reichsbank)なるものである。

帝國銀行戰時税は帝國銀行に對する戰時利得税である、其法律は一般戰時利得税に先て出來、年々之を繰返へして徴收することゝなつた、即ち第一回の法律は一九一五年十二月二十四日に成り、第二回の法律は一九一七年三月二十七日に成り、第三回の法律は一九一八年三月二十日に成つたものである。

帝國銀行戰時税は之を二に分けることが出来る、其一は定額税で、其二は超過利得税で、其三

は準備金徴収である。

(a) 定額税とは租税として一定額を徴収するものである、其一定額は一九一五年及一九一六年にては一億麻であつたが、一九一七年には一億三千萬麻となつた。處が一九一五年及一九一六年には帝國銀行は此上に更に千四百三十萬麻宛を納税せねばならなかつた。

(b) 超過利得税とは平時の純益に超過する戦時純益に課する税である、平時純益は一九一一年一九一二年一九一三年の平均純益に依て計算するのである、一九一五年一九一六年一九一七年に於ける純益が此平均純益を超過する場合には、各年度に於て之に對して七割五分の課税をなすのである。

(c) 準備金の徴収とは、戦時中疑の存する債權の準備として殘した額を帝國の處分權に屬するものとして徴収するのである、即ち是等の準備金は戦争終熄の翌年迄に之を損失の補填に充てる、若し其必要なときは眞の準備として六百二十五萬麻を殘し置き、其他の半分は帝國政府に徴収するのである。

此の如く帝國銀行臨時税は三種の税より成り一見酷のやうであるが、必ずしもさうでない。蓋し戦時に入りてより帝國銀行は無制限に銀行券を發行して之を政府に貸付け其利益する所頗る多かつた、それにも拘らず發行税は課せられない様になつた。そこで戦時税として帝國銀行純益の

大部分を國庫に徴收するも不當でない」と云ふことが出来る。

之を要するに帝國銀行戰時税は一種の戰時利得税に外ならぬ。

二 戰時財産増價税

戰時財産増價税 (die Kriegsabgabe vom Vermögenszuwachs) とは戰時に於て増加したる財産に課する税である。

獨逸に於ては戰時の財産増價は一九一六年六月二十一日の法律に依り一九一六年十二月三十一日迄既に一回之を税した。今や戰爭の終了に際し戰時の財産増價を一括して、一時的課税をなさんべいするのである。

何故戰時財産増價税を課するかの根據に就ては、政府は之を道義上の要求に出づるものであるとし、「戰時に生したる財産の増加は個人の私すべきものでなく、全國民に歸屬せねばならぬ」といつて居る。こは戰時利得税と多少根據を異にする所である、戰時利得税にありては、戰爭に因て異常の利得を得たる者に税するを趣旨とする。唯稅務行政上戰爭に因て獲たる利得と其他の原因に依て獲たる利得とを區別することが出来ないので戰時利得税に於ても亦戰時に生ずる財産の増價に課することを以て満足して居つた。一九一六年六月二十一日の法律は即ちそれであつた。一九一七年の戰時利得附加税を附議するの際にも本來の戰時利得と、其他の原因に依る財産増加と

を區別して前者に重く税せねばならぬとの議論をなすものが多くあつた、藏相は次回の戦時利得税案に於て之を斟酌すべきことを聲明したが、茲に問題とする所の財産増價税に於ては、之を斟酌せなかつた。只戦争に没交渉の原因に依て財産の増加したることが明に推斷せらるゝ場合に於てのみ課税を軽減することゝしてゐる。

戦時財産増價税は戦時の財産増價に課するものであることは前述ふる如くであるが、其戦時の財産増價は如何にして計るかといふに、始の財産と終の財産との差を以て計るのである、(三條)。始の財産とは一九一三年七月三日の所有税法に従て第一回の所有税賦課に於て始めの財産と認められ若くは認めらるべかりし財産である(四條)。終の財産とは一九一九年六月三十日に於て所有税法に準據して定めらるべき財産である(五條)、故に戦時財産の増加は一九一三年と一九一九年との間に起つた財産の増價を意味することゝなるのである。尤も終りの財産には差引くものもあり、附け加ふるものもある。其差引くべきものは相續に依て得たる財産、贈與又は無償取得額、(千麻以上) 保険金、在外土地及營業を處分して得たる財産額等である。戦時非常税(一九一八年并に一九一九年分) 所有税聯邦地方團體取引税(一九一八年并に其前年分) 聯邦地方團體の所得税營業税(一九一九年分)の未納額も亦之を差引くものとす、次に其附け加ふべきものは租税義務者が此期間に於てなしたる贈與の額(千麻以下は例外)、外國の土地及營業に放下したる資本の額、貴金

屬、寶石、眞珠、美術嗜好品奢侈品等を求むる爲に投じたる金額(一品五百麻以上同種の品千麻以上)一九一六年六月二十一日の戦時税法并に一九一七年四月九日の戦時税附加税法に依て支拂はれたる税額等である。又此期間中に取結ひたる保険契約に依て支拂ひたる年々の掛金(千麻以上)に限り、并に一時掛金(二千麻以上)に限りは終りの財産に加算するのである。

此の如く計算して得たる終の財産が一萬麻以上に達し、終の財産より初の財産を差引きたる殘額即ち差増額が五千麻以上に達するときは、此戦時財産増價税を課する、其税率は左の如くである。

差 増 等 級	税 率 (百分比)	差 増 等 級	税 率 (百分比)
初の 10,000麻迄の差増額に對し	10	次の 10,000麻迄の差増額に對し	10
次の 10,000麻迄の差増額に對し	15	次の 100,000麻迄の差増額に對し	20
次の 10,000麻迄の差増額に對し	20	次の 1,000,000麻迄の差増額に對し	40
次の 100,000麻迄の差増額に對し	30	それ以上の額	100
次の 500,000麻迄の差増額に對し	40		

法律に依ると五千麻の免稅點を暫く措て考ふれば、三十八萬麻を超過する差増額は悉く沒收せらるることとなる。故に三十八萬麻以上如何に多くの差増額を得て居つたものと雖ども此税を拂ふた後は十七萬二千麻しか残らぬことになる。換言すれば戦時財産増價に就て個人の有し得る最高限は十七萬二千麻であつて、他は悉く國家に沒收せらるることとなるのである。更に語を換へ

ていへば、獨逸人は戰時に於て十七萬二千麻以上の財産増價を得てはならぬといふことになる。誠に嚴しい税である。結果よりいへば財産の分配を平等にするものとも謂ふことが出来る。是れ亦所謂「社會化」の好標本とすべきである。

此法律は政府案よりも更に一步を進めたものである。政府案によると五千麻以上五十萬五千麻迄に百分一乃至百分八十の税を課し、五十萬五千麻以上の差増額を全部徴收せんとした、此案に依ると個人の手に残る差増財産の最高限は二十萬四千五百麻となる譯である。議會は之を修正し更に一步を進めたものである。獨逸社會黨并に多數社會黨の意見は更に甚しいものがあつた。即ち多數社會黨のアウエル氏は二十萬麻を越ゆる差増額は悉く取り上ぐべしと論じ獨立社會黨のヴルム氏は二萬五千麻を越ゆる差増額は全部徴收すべしと論じた。是等の議論を實行すれば個人に残さるべき最高差増額は前者に於て七萬五千麻となり、後者に於て一萬四千五百麻となる譯である、是等の案は勿論多數の賛成を得ること能はざりしも、以て議會内の空氣を想見するに足りる。差増額は一九一九年と一九一三年との間に生じたる財産の増加であることは前論する如くであるが、一九一六年の戰時利得税并に一九一七年の戰時利得税追加は既に此意義に於ける差増額に税して居るのである、之を再び税するは明に二重税となる、そこで其既に支拂へるものは、之を終りの財産に加算したる上、戰時財産増價税の税額より之を差引くこととし（八條、十七條）未だ支

